

| | |
|------------------|---|
| Title | 「講壇社会主義」論戦 - 独逸社会政策理論史の一片 - |
| Sub Title | |
| Author | 奥井, 復太郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1931 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.2 (1931. 2) ,p.129(1)- 202(74) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19310201-0001 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310201-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (一) 七十年代初期に於ける批判的活動——レエーブラア、ブレンタノ、フォン・シェール、シェンベルク、ツグネル等の著作及び講演
- (二) ブレンタノ、フットマン、ハイムの講壇社會主義論争同じくツグネルの論駁、
- (三) アイゼナツハ社會問題討論會と社會政策學會の成立
- (四) シュモラア、トライチュケ論争と Über einige Grundfragen des Rechts und der Volkswirtschaft.
- 此の順序に於いて「社會政策理論」の成立を説くつもりであつた。而して現代への推移を語る前に、十九世紀までの社會科學方法論の論争によつて、政策論科學論の検討を試みるを以つて第三期の項目にしておいた。しかるに、本稿がかく延びて僅かに豫定の(一)(二)の項目しか論ぜられなかつたのを以つて、(三)(四)の項は又々次回の機に譲られた。適當の機會に於いて發表の光榮を得たいと思つてゐる。

(一) レエーブラアの「アダム・スミス經濟學原理批判」

Hermann Roesler はアダム・スミスの經濟學體系を批判攻撃するに頗る汲々たるものがある。北獨逸の大學に於ける經濟學講座の擔當者として、經濟學教祖を誹謗する彼の態度は甚しき非難を蒙つたが、彼自からはその著「アダム・スミスによつて樹立せられたる經濟學理論の根本原理に就いて」の一八七一年再版に於いて、書中述ぶる所の所説が一八六八年の初版刊行の當時に比して更に好評を收め得ら

れるの希望を示してゐる (Üdeer die Grundlehren der von Adam Smith begründeten Volkswirtschaftstheorie. S. VII)

此の著の目的とする所は經濟及び經濟生活の意義を闡明し、經濟理論の誤謬を正し、以つて人類文化の保全と進展とに資せんとするものである。(S. III) 其の爲めに書中、分勞、慾望、財、生産、價值、價格、勞働、資本、所得等、所謂不明晰なる經濟上の諸觀念を論じ、既に事實に適合する能はざるに至つたスミス學派の諸概念の是正を企て、これによつて經濟學體系の改造を企圖するのである。(Ss. III. 3.) 而して此の爲めに、レエーブラアはスミス學派の最大の錯誤を經濟法則の性質に關する認識中に求め、自然法則説を排して、文化法則としての社會法則の樹立を主張する。(Erster Abschnitt.—Die Wirtschaftsgesetze im Allgemeinen.)

經濟とは、自然をして人間生活の目的に役立しむるものであれば、經濟の原則及び法則は人間生活の原則と、人間の精神的本體より發生する自由の原則とに矛盾すべきものではなく、(S. III) 經濟生活を支配するものは單なる盲目的無意思的必然——自然法則——ではない。歴史的な、倫理的な、即ち社會的な生命、そのものから發

生する、人間の自由に對する共同社會的規率に外ならざる「法」こそ、社會現象としての經濟生活を支配する所のものである。(Ss. III 7: 22-25.)

彼は「法」の性質を明らかにせんとして、社會法則は、人間の本質と社會的關係とに基いて發生するものである事を主張する。從來の經濟學は經濟社會法則が本元的には社會的法則であり、人類社會生活の秩序を共に基礎づけるものである事を看過し、從つて必然的に、歴史的であり、人間的であり、倫理的であり、有機的である國民經濟の性質を無視して、絶對的抽象的自然秩序の觀念に理論的根據を求め、スミス經濟學の缺陷は、綜合的社會法則を求めずして一方的な生産的な自然法則自體或ひは、然らざる現象例へば稱して自然的利己心衝動と云ふが如き現象をも自然的必然的性質と看做したる點に存する。(Ss. 7: 25) 法則が人間本體に發するものとして、彼は其の人間の本體を如何に解釋するか。人間の肉體は物理的法則に支配せらるゝと雖も人は又同時に靈と精神とを持つ。是等は精神的且つ倫理的であるが故に、人間生活の法則は物理的、自然的であると共に必然に精神的倫理的である。故に著者は唯物論的見解に反對して、精神が物質を支配する如く、精神

的法則は物質的法則を支配せねばならぬと云ふ(Ss. 8: 15)

次に國民經濟の「法」は、社會的である、即ち人間の社會的生活關係から引き出されて來る所のものである。最後に此の法則は所と時とを超越したものであるのではなくて歴史的である。即ち、此の法則は倫理的にして社會的にして、且つ歴史的性質のものである。(Ss.) かくてレーゾリアは法の性質を究明せんとして、自然科学的法則を除き、社會的法則の性質を次の如くに考へる。

「法」とは單なる原因と結果の關係ではない。人體に於ける一定量の水分、從つて人間が生存する爲めには斯々の量の水分をそれ自體に有する必要ありと云ふ命題は、何等「法」ではなく、原因と結果の單なる必然的關係に過ぎない。人間にとつて「法」たるには更に他の要素が必要である。此の要素とは「法」の實現化の力である。「實現化せられざる法は單なる思索の境域を越ゆるものでない」。あらゆる「法」は之れを實現化する能力ある力を前提とし、又、此の力あるが故に「法」として決定される。「蓋し、法は其の觀念に従へば、秩序、統一の原理なるが故に、又、夫れ故に其の意識を包含するが故に、意識なき勢力の必然的關係に「法」なる表現を適用する事は該切

なるものと思はれない。『人類に對して定められたる法は、常に人類によつて實現化され、人類の本質より抽出されねばならぬ。人類を以つて意識的に行爲する主體として之れを前提とする所のものである。』モンテスキューの表現を補正して法とは『人間の社會的性質より生ずる、必然的關係なり』と云へよう。しかし此の定義は、法そのものが『人間の意思に對する特別の關係を表示してゐない。』人間の行動にとつては人間の意思が仲媒であり、此の仲媒なくしては、人間の行動は思考せられざるが故に法も、それが人間によつて實現せられざる可からざるの限り、人間の意思にとつて動機となる。而して、事物の性質より發生する、必然的關係は、その法が組成せらるゝ、素材としてのみ考察し得られる。』故に正しく云へば法とは、『人間の意思がある特定の對象に關して必然的に決定せられる場合、その通ずる關係である』。故に一方此の關係は法をして單なる『命令』と異ならしめる。又、法は此の關係の變化と共に變化する。しかし他方、此の外的な先行する、必然の關係が法の全部ではない、之れを以つて全部とするならば、法に於ける倫理的、人間的性質が無視せられてしまふ。蓋し外的必然的關係は人間の意思なくして自から實現

する、意思と自由とに就いては何等活動の餘地が残されない。こゝに人間の意思が關係して來て、はじめて人間本質の自由が自由の境地を與へられる。之れを、前に掲げた例を以つて云へば、人體に含まれた水分量、之れは外的必然的關係であり、此の水分量の多寡に於いて人體に支障を來す事は、人間の意思の作用によらぬ。しかし人間意思の働く境地としては、かゝる絶對性的性質を失つて、人間意思の下におかれる、即ち個々の人間が故意に涸渴して死なんとするも、又あらゆる方法で水の慾望を自由に満足させるも、之れは、人間の意思の勝手である。(S. 13) 唯、人間の渴死又は餓死を社會現象として見る時には、その自然法則的問題を云々する事は、無用である。渴死又は餓死に至れる社會的條件及び人間意思の働きを社會法則的に充分検討する事が重要なのである。(S. 23) 故に『法とは單なる意思發現でもなく、又單なる外的必然の關係丈でもない。兩者を結合したものが法であり、之れによつて物質に對する精神の支配が保證せられる』。(S. 13)

以上が大體に於いてレューブラアの『法』の觀念である。自然法則と社會法則とを區別する基準は意思自由の有無にある(Ss. 21-23)此の意思自由と、従つて倫理性

を強調する所が、社會批判としての彼の社會理論の重點でなければならぬ。彼が云はんと欲する趣旨は次の言葉に盡く。

『既に屢行はれてゐる様に、經濟狀態及び現象を、自然法則を援用して説明し是認する時には、人間の意思及び人間の責任が人間經濟の領域から除かれてしまふ事となる。經濟上の自然法理論は、正しく不道義なるものとして指摘する事が出来る。そは、己の子を餓死せしめ、而して、その死を、子供の物理的有機體に生じたる故障の故を以つて辯護せんとするものと、何等撰ぶ所なきものである。しかし、事實は、此の子供の生命を奪ひたるは、彼の道義的法則に遠ざかれる彼の意思であり、之れに反して自然法則は單なるその *modus agendi* であり、自然的事實の領域に彼の意思の客觀的に決定された誘導に外ならない』と知るべきである』(Ss. 2425)

人間は何時にても、唯、彼の精神を以つて把握し、自然の法則に従つて達成し得る所のものゝみを得んとつとめる。それを單なる抽象的な見解に於いて、なく具體的積極的に決定された見解を以つて把握せられた所のものである。人間の精神的生命觀はその道徳的知的發展によるものであるが、又、經濟的方面に於ける彼

等の努力をも支配する。(Ss. 269-270)

之れこそ、正さしく、社會改良論者としての著者が包藏する意途の全部でなければならぬ。之れあるが故に、著者は、自然法的經濟學說の排撃につとむるのである。要するに、經濟社會及び一般社會の法則は單なる無意思的自然的ではなくして、意思的であり従つて倫理的であり、即ち人間的であつて、故に社會的である。即ち又、其の法則は理想へ向つて精進する人類の發展の法則、文化法則でもある。(Ss. 13)

かゝる法則觀を以つて、レーゾラアは、ミス學說中の諸經濟理論例へば、勞働論、價格論、需要供給論を論難する。そして資本制の經濟及びその經濟學は、非人格的な資本の機能を唯物論的機械論的のみ容認するものとして、非難せられるのである。(S. 29)斯く論じ來つて彼は更に曰く、

『元來經濟主義の體系の時代は過ぎた。此の體系は經濟理論學の少年狀態に發生したもので、此の時代には研究心が未だ全體を通觀し事物の本相を貫き徹する事を得なかつた。外的現象にのみ固着して、一定の、特に眼に觸れた點から丈で、

現象の脈絡を解明せんとしてゐたものである』(Ss. VII-VIII) 其の情あだかも古代哲學が萬有の本源を火と云ひ水と云ひ氣と云へるに等しく、土地又は勞働或ひは資本若しくは分勞を以つて、宛も、絶對的、根本的解決素の如くに見なしてゐた。

故に經濟理論の研究課題は別の方面にある。『如何にして經濟事象が交易取引を仲介として成立するかを研究する事が經濟學的考察の本來の責務ではない、蓋し、かくしては、其の本質的な根本性質には何等觸れてゐないからである。寧ろ其の責務は、經濟上の傾向に先行し或ひは之れを共に生み出す社會的な自由の關係とは如何なる種類のものか、その自由の關係は、如何にして、積極的生命の總本質に適合して、法律的に形成せられねばならぬかを検討するにある。されば經濟理論は本質的には、法理及び國家科學の一成立部分である』(S. 42) 故に彼は此の著の初版の副題に *Ein Beitrag zur Rechtsphilosophie* を加へた。(von Philippovich: *Das Eindringen*. S. 33)

レーゾラアが所謂、經濟法則の抽象に立つ經濟學研究を以つて不滿なるは當然であらう。彼は、進んで一種の社會行政學にまで論及せんとする。彼の所謂「社會法」の科學は正さしく社會問題を解決し、社會階級の對立を均整ならしむ可き實際的任務を帯びたものであり、此の點、かのロレンツ・フオン・シュタインに近からんものがある。(S. 180 シュタインに就しての言及は Ss. VIII. 262 参照)

斯くの如く經濟事實の内的根本的脈絡を把握すると共に其の全體的な立場に於いては、經濟性の分離を試みずして総合的な立場をとる。經濟を以つて全社會生活中の不可分なる一構成分子とみる。『經濟的要因は技術的に作用する自然力ではなくして、法的制度によつて組成せられたる人間の人格である。故に經濟的自由は自然的本能の自由放任に存せずして、經濟と人間存在の普遍的法則とが結合して、物質と精神とを統一的に結合し兩者を歴史的適法性の基礎の上に確立する所の自由から成る』。(S. 279) 或ひは又、富なるものゝ意義は、本來の意義に於いては、富の偏在的尊重に存せずして、財富を生活の他の色々の富と比較秤量する點に存する。(S. 271) 斯くの如き非經濟的動機を綜合しての觀察の上に社會問題解決の最後の鍵がかかる。曰く、

『社會問題はもつと深い所に存する。それは全社會の法的組織(Rechtssystem)の

内にある。社會的使喚、獨裁的煽動等の混亂虚偽の標語の流行、ブルドオン、ラサル流の放埒なる暴力要求の開陳等は、正しき轍に戻された、生命そのもの、如く、平靜に進み働いて行く科學の前には退かねばならぬ(S. VIII)。

されば最後に、此の法的組織と社會問題を解決する、平靜に進み働く科學とは何であるか、彼は此の發展が必然に社會行政法の科學に到達すると云ふ、今之れに就いての彼の所論を簡單に窺はう。之れこそ、彼の著書の結論を爲す、前記の第八節「社會法と個人法」に述べられる所である。

レーゾブラは二個の社會觀念を提出する。一つは個人主義的社會觀で、分子論的個人の單なる併存的集團であり、他の一つは、全體主義的社會觀で、個人とは超個人的な全體の中に制約された一部分であり、獨自の存在性を持つたものでないとする、見方である。而して前者の法的關係が *Privatrecht* であり、後者の法的關係が即ち *Socialrecht* である。(Ss. 15-17)

人間の社會は既にのべた意味に於いて、自然の所産でなく、人間の文化生活の所産であり、人間精神の發露である、精神的共同社會こそ、人間の、此のより、高き社會共同生活の根本性質である(S. 255)而して此の社會こそ、あらゆる法的組織の根據となるものである。(S. 256)社會に於ける適法性は個人の意思又は國家の權力から發するものではなくて、『同一の文化團に屬する凡べての者に必然的に共通な、人間發展そのもの』の法則から『引き出だされるものである。(Ss. 256-274)従つて此の社會は直に國家と混同せらる可きものでない。(S. 266)國家は文化進展を擔當する一機關ではあらうが、こゝに云ふ社會そのものではない、従つて國法は直にこゝに云ふ *Sociales Recht* ではない。今日の社會は、其の史的發展の結果として一個の「自由共同社會」(*Freie Gemeinschaft*)である、しかしこゝに云ふ「自由」とは個人主義社會觀で云ふ自由ではなくして、全體主義的社會哲學に於ける自由である。『社會的自由とは凡べてが何人でも自己の放恣に従つて自由に振舞ふと云ふ自由ではない……其は社會狀態の適法性を守るの自由、現代社會の生命法則を充たすの自由』を意味するものである。(S. 265)しかし今日の「自由共同社會」も文化發展の結果であり向上であるとは云へ其の反面には弊害を含んでゐる。(S. 263)此の弊害は所謂社會問題となつて現はれて來る。此の弊害及び問題たるや社會文化の向上によ

つて解決せらる可きもので、こゝに、此の社會問題を *Sociales Recht* の立場から觀察し、之れを以つて一個の「自由及び法的問題」と解釋しなければならぬ。(S. 265) 即ち勞働にせよ、資本にせよ、全體的に制約されるものとしては、従來自由主義經濟學が取扱つてきた方法では全く錯誤である。諸種の經濟關係は全體的に制約せられたる、部分個の組成であるが故に、社會的法が決定的標準を提供するものである。例へば勞働契約を誤りて *Privatrechtlich* に解釋し、契約双方の當事者は共に獨立の平等なる人格と主張とを保持するものと解釋する、従來の方法に對し、「社會法的には、經濟社會に於ける勞働には、全體に發する所の一個の社會的性質が潛み、従つて勞働契約の決定に際しては、全體が參與すべきものであると考へられる。即ち、双方の自由意思に基いたが故を以つて如何なる勞銀契約も公正なりと云ふを得ない。(Ss. 16-17) 現在に於ける現實の法的組織も亦「社會實體」とその「文化進展」との双方からして *Socialrechtlich* に拘束されねばならぬ。即ち現在社會に於ける、自由及び法律の諸問題を解決しその進展を指導する力は「社會」であり、其の社會の「法的關係」即ち *Sociales Recht* である。此の關係は人間社會の文化的倫理的精神的勢力に發するも

のであるが故に「法はあらゆる人間關係の精神的規約」である。(S. 264) 要するに社會問題は、此の法的文化的歴史發展の過程をとる「社會」の現實に現はれた不均整である。

斯くの如くして著者は、「法」の精神的意義を強調し、あらゆる現實の法律及び制度を決定する根據としての「社會」及び其の社會の「法」(*Sociales Recht*) を強調する。(Ss. 269-270)

以上の如く觀察し來れば科學及び立法の責務は決して「法」を作り發生せしむる事ではない。彼等は此の「法」の存在を認識し確證する丈けである。(S. 274) 經濟學と社會主義は共に偏一的である、前者は資本の、後者は勞働の獨在的意義を主張し、共に又恐る可き抽象論である。

『國民經濟學は、その不變的自然法則を以つて袋路に迷ひ込み、それを脱して一步の進歩をもなさず、社會主義は歴史的理性の地を去つて空中樓閣に昇りつめてゐる。前者は驚く可き排他性を以つて資本の利益を代表すれば、後者は勞働の發展的壓迫を代表する。』(S. 280)

茲に於いて、かゝる分離的な障害、一方的にして粗暴なる抽象を除き、社會的生活觀の一般性と積極的性質とを再び取り戻さねばならぬ。

『かゝる要求は、唯、「法」を通じてのみ充足し得られる、蓋し「法」は歴史的潮流に於いて自由と必然とを結合するものであるから。故に又、社會問題——即ち社會の法的發展の問題を解決し不自然にして、敵對的に分裂したる社會階級の對立を調停する爲めに要せらるゝものは、此の社會法の科學でなければならぬ。蓋し、眞正の純粹なる科學は鬭争を刺戟するものでなくして、平和に導くものである、何となれば、眞の科學は事物の本質及び法則に於いて凡べてを統合するからである』。(S. 280)

以上がレーゾブラアの主張である。此の主張に於いては、從來の經濟學に對して原理的なる抗争を認めれ共、未だ實際的方面に於ける重要な刺戟とはならなかつた。シュモラアの「十九世紀獨逸小工業史」は實際問題を取扱つたと雖も、それは大産業主義に於ける實際問題を取扱つたものではなかつた。滅び行く舊中産階級への挽歌であつた。しかるに、此のシュモラア及びレーゾブラアに次ぐ傾向は

漸く、實際問題への有力なる提案を以つて、自由主義經濟論客の陣營を震ふに到つた。此の中に、吾々は、ブレンタノ、シェンベルク、ワグネルを數へ得る。ブレンタノの「現代勞働組合論」シェンベルクの「勞働局論」ワグネルの「社會問題講演」之れである。以下之等に就いて一應その内容を窺はう。

(一) フレンタノの「現代勞働組合論」

Lujo Brentano の Die Arbeitergilden der Gegenwart は其の第一卷 Zur Geschichte der englischen Gewerkevereine を「八七一年に刊行し第二卷 Zur Kritik der englischen Gewerkevereine を其の翌年に出版した。之れによつて現代勞働組合、殊に英國勞働組合運動の研究者としてのブレンタノの地位は確立したと共に、彼は社會改良論者中にあつて、勞働組合主義的又は、所謂社會政策的自由主義の一傾向を代表する事となつた、彼の所説は、此の外 Schönberg 編纂の Handbuch der Politischen Ökonomie 初版(一八八二年)に於ける「工業勞働者問題」(Die gewerbliche Arbeiterfrage 邦譯森戸辰男「勞働者問題」及び一八七七年の Das Arbeitsverhältnis gemäss dem heutigen Recht. Geschichtliche und ökonomische Studien の中に開陳せられてゐる。ブレンタノの所論は二重の意義を持つ、即ち「

方には、社會主義運動の形態としか思はれなかつた「労働の組織」を社會改良の手段として資本主義經濟的な經濟學の領域内に引き入れた點と、他方には此の實際問題への研究によつて著しく自由主義經濟論客に脅威を惹起さしめた點とである。

第二の點に就いては其の第一卷序文に云へるが如くブレンタノ自からが既に氣がついてゐる。多くの學術研究者の發表は時代的な黨派的動輪とは懸け離れた問題を取扱つてゐる。「彼等の取扱ふ問題は、之れに對する冷靜なる批判に多くの人々の眼が既に慣れてゐるが如き問題であり、従つて自己の峻嚴なる科學的客觀性にも、又は、讀者の側に於ける充分に囚はれざる接受にも確實なるものがある。しかし茲に取扱ふ主題たるや、現に盛んに、現在の最も焦眉の問題と云はれる問題を取扱つてあり、しかも此の問題こそ諸黨派が思想的見地の相違に従つて岐れるのみならず、之れが物質的利害に著しく關係する事あるを以つて意識的無意識的にせよ、個人的關係意識がその判断を決定する事あり、いづれにもせよ、見解上の熱情が強大となる恐ある問題である」(S. XVII) かつる事情に於いては、自から科學的客觀性を保持せざれば、斯の種の勞作の發表は最も危険なものと云はねばならぬ、

幸ひ著者の有する目的は、實際的のものに非ず、之れによつて自からの方面に何ものかを獲得するを目的とせるに非ずして、純然たる學問的のものである。曰く

『余の有する企圖の全部は、他の人々が既に活潑に骨折つた國民經濟學の建設を、正確なる基礎に於いてなす事に一個の臺石を出資せんとするにある。……余自身の冷靜なる事の意識を別として、讀者に又、此の事を確信して貰はねばならぬ』(Ss. XVI-XVII)

此のブレンタノの忠言は必ずしも無駄でなかつた。吾々は後に、彼の所言が實に杞憂ならざりしを知るであらう。

「現在労働組合論」の第一卷は、労働組合の前身を中世ギルドに求める歴史的考察にはじまる(Ss. XI-XII)ブレンタノは両者が必然的に同似現象である事を主張する。組織の解體に出發すると共に必然的な適法性の現象である(B.J. I. S. XII. Bd. II. S. 314)此の現象の現代的發展を殊に英國機械工組合の歴史に求め(S. XIV)その組合運動が物語る教訓は、英國労働者が如何に、一方社會主義共產主義の幻想に對すると共に、他方古典派經濟學の理論に對し、現實的な改良計畫と教訓とを、多年

の辛苦經驗の結果、把握し得たかと云ふ點に存する(Ss. V-VI)之れが英國に於いて労働問題の解決に向つての形式であり、此の問題に興味を有せる、能動的前進的な要素、工業に於ける熟練労働者の大部分、即ち、英國労働階級の貴族は此の運動に其の救済策を見出したのである(S. IX)ブレントノが此の問題の研究に近づく最初の態度は、寧ろ不信と反對との態度であつた。正統的經濟學理論に育てられて、先験的に自由放任の樂觀論に浸透せられてゐた頭腦は、此の組合運動に時代錯誤を認めるのみであつた(S. IX)しかし其の研究の結果は全然反對であつた。

『經濟上に支持し難き個々の點は相當あるが、余は其の全組織の内に、國民經濟學の原則に矛盾することの代りに、完全なる自由の基礎に於いて此の經濟學を必然的に補正するところのものを見出した。若し此の組織が既に存在してゐる事なからんには、人は經濟學の見地から之れを正しく發明すべきものであつたらう。經濟學教理は、即ち、管理の論理的歸結を一大前提としてゐる、即ち、最高の純收穫は各個人の人的經濟の目標であるとし、各個人は此の目的を達成する爲めに必要なる見識と精力とを有するものであると考へる。……労働組合を通じて、理論的

には、かの前提の下に生じなければならぬ所の、完全なる職業自由、自由移動等の作用の數々が、即ち例へば、勞銀の平衡、一地方に於ける労働供給の需要に對する適合、一産業が労働力を以つて供給過剰となる事の阻止、企業利潤に對する勞銀の均衡等が、又實現に於いて眞實となる。労働組合は實際上に於ける、かの前提の欠除を大部分補足するものである』。(Ss. IX-X. Bd. II. S. 309)此の見解こそ、ブレントノの社會改良的自由主義體系に於ける労働組合論の中心を爲すものであり、前掲の諸著に一貫して通ずる主張である。

第一卷が「英國労働組合の歴史」を以つて始終するが故に労働組合の政策、殊に賃銀額に對する其の作用、英國の勞資委員會等に關しては、その論述を第二卷「英國労働組合の批判」に譲り、第二卷は此の研究の歴史的、經濟學的結論を其の結尾としてゐる。

第二卷第五章の「總結論」(Allgemeine Schlussbetrachtungen)は此の労働組合研究の歸結を四箇の方面に分ちて考察してゐる、(一)社會科學殊に經濟學の方法論上の關係、(二)實際問題即ち社會問題解決に關する關係、(三)労働組合と全社會の關係、(四)産業

の將來と勞働組合の關係との四項がそれである(Bd. II. Ss. 309-310)

第一の社會科學方法論とは、ブレンタノが此の研究に就いて採れる方法とそれが社會科學、經濟學研究に適せるや否やを検するものにして、又此の方法によつて如何なる「法則」に到達し得たかを語つてゐる。即、彼の採る方法論はコムト及びその繼承者ミルによつて社會科學の方法として唱へらるる inverse deductive method であり、此の方法を適用して得たる法則とは、第一卷に於いて歴史的に究明せられたるものにして、「或る自由の状態に於いては、舊來の秩序の解體は常に且つ必然に、此の解體の下に憚む人々の、常に同一なるギルド組織を發生せしむ」と云ふ歴史法則である(Bd. II. S. 315)之れを歴史的經驗的に歸納して一法則に到達し得たとするのみならず、更に「人性」に關する先驗的演繹によつて確證せんとする。しからば此の「人性」に關する先驗的演繹の確證とは何にか——即ち「利己心」である。自由競争の状態に於いて強者は「利己心」の發動を以つて優位を占めんと争ふ。しかし、スキスの經濟學は此の命題の假定に於いて誤つてしまつた。彼は人間を平等に資性づけられたものと見た。しかし之れは誤りである。強者と弱者、有能と無能、優

者と劣者とが併存すれば自由競争によつて利するものは前者のみである、後者は此の爲めに非常な壓迫を蒙る、此の際劣弱者の採る態度は、唯一しかない、即ち同類の多數者としての結合である。即ち「利己心」は弱者をして「團結」に赴かしめる。之れがブレンタノの到達したる「法則」であつて、中世紀に於いても、將又、現代に於いても、舊來の秩序が破れて、自由闘争の状態が現前したる時、常に強者の壓倒的自由主義的勝利に對抗して弱者の多數的團結が發生する。今日も、斯くの如くして、自由競争は企業家の原理であり、團結は勞働者の原理である。(Ss. 310-318)

第三の社會問題解決に對する勞働組合の關係如何。先づ第一に社會問題の性質から論ぜねばならぬ。ブレンタノに従へば社會問題とは、全社會又は少なくとも一階級が充されざる慾望を有する時の問題である。即、全社會又は一階級が從來の慾望を最早充足し得ざる状態に立ち到りたる時、又は全社會或は一階級に全然新しき慾望が發生し、しかも其の充足が求め得られざる状態にある時、生ずる問題である。歴史的に見れば文化の進展に際して、全社會階級の中には、之れに參加し得ざる部分が生じて來る。此の時、動搖的社會の經過が落着いて、階級的擡頭及

び向上の狀態が漸く停止するや、こゝに、向上文化に均霑するの大小多寡に應じて、不満と不平とを生ずる。故に現代の勞働者問題は、社會問題として、勞働階級が慾望の満足を求め、その總體的地位の向上、現代文化の進歩への參加を要求する運動である。此の問題の解決に對する方策として、ブレンタノは第一に、勞働力の自由發展を妨げる從來の拘束的法規の撤廢を擧げ、第二に、生産協同組合を論ずる、而して第三に、英國に於ける實際の方策として、一方に勞働關係の法規と他方には勞働組合及び勞資委員會とを擧げる。第一の所説は、自由と平等とが表面的にせよ、現代文化の表徴であると確信するブレンタノの態度を示す。實體は之れに伴はざるにせよ、政治的、法律的自由と平等とは、歴史的發展の結果漸く獲得したる賜である。故に之れを消極的に捨て去る可きでなく、積極的に其の實體的内容を賦與すべきであるを考へる。第二の生産組合に就いては、ブレンタノは充分なる信頼を置かない。蓋し、現勞働者改善の運動として、生産共同組合の成功は、容易ならざる徳性と智力とを要求する。又此の種の策は、勞働者階級を勞働者階級として救済向上せしむるものではなくて、勞働者をして他の何にもものかに轉身せしむるの策である。

ある。従つて勞働者問題の解決としては、第三の勞働法規及び勞働組合と勞資委員會とが残る。勞働法規と勞働組合とは其の性質上一個の對照となる。蓋し前者は國家保護の形式であるに對して、後者は組織勞働者の自助的活動である。工場法規、保險規定、勞働年齢取締等に關しては、國家の活動を是とするが、經濟關係、即ち勞銀決定に關しては、國家干渉を非とするのが、ブレンタノの持論であり、此の間の關係は、後の「工業勞働者問題」の内に最も明晰に解説されてゐる。彼は國家干渉を以つて原則的に否とするの說には、參與しない。蓋し、國家及び政府は、國民生活の中心であり、焦點であるが故に、大多數國民の福祉に關係するとあれば、國家は當然保護其の他の干渉を爲す理由を有する。(Bd. I, S. 126) しかし乍ら、彼は勞働者の團結による自助的手段を以つて、最も適當なるものとみる。(Bd. II, S. 21) 殊に經濟關係に於ける問題、即ち勞銀決定に關しては、一般の經濟現象及び傾向の法則に従つて、兩當事者の市場駆引及び一般的經濟繁榮に委ぬ可きものであつて、決して國家の干渉す可き性質のものでないを考へる。此の點は、自助が單に關係者の道德的精神的向上を促進するのみならず、又經濟學的にも社會學的にも承認せられねばな

らぬ點である。即ち、ブレンタノは勞銀の決定に關しては、勞働は商品なるが故に市場に於ける需要供給の理によつて決定せしむ可きものであると考へる。(Bd. II Kap.) 從來の經濟學者は勞働の商品としての性質を知悉し従つて一般商品所有者と同じく當事者の自由にして賢明なる措置に委せる事によつて、各々最大の利得を得る事、勞働供給者の場合に於いても然りと見た。ブレンタノは此の最後の點に於いて意見を異にする。勞働は商品ではあるが、他の商品及び商品所有者とは著しく異なつた特色を有する。故に自由交易の市場に於いて勞働供給者は一般商品供給者と同じの有利な立場に立ち得ず、むしろ、反對に最も不利なる地位に陥るのである。換言すれば勞働なる商品は其の性質上勞働者人格を随伴し勞働商品の支配は勞働人格の全部的支配を意味する事となる。故に此の特質を取り除く事によつて勞働は他の商品と同じ關係となり、勞働供給者は一般商品供給者と同じ權利を有する事となる。此の特質を取除く方法とは勞働者組織による、勞働供給の調節に外ならない。此の調節によつて勞働者は、勞働者として、現在經濟市場の許し得る、中庸にして、恒久的な、安定ある勞働所得を確守する事が出来る。

經濟的方面に於ける勞働者生活の、斯くの如き安定は勞働者問題の解決の一大中心である。政治的、法律的解決は又別個の問題であり、普通選舉又は勞働法規の完成によつて、勞働者の政治的、精神的、道德的向上を確保するの路が拓かれてゐる。(Ss. 324-328) 要するに此の第二の項目こそブレンタノの勞働組合論を中心としての社會政策論の中樞と云はねばならぬ。

第三は、勞働組合と全社會との關係を論ずる。此の項目中には勞働組合の職能及び現代的意義を論じて、社會政策の理論が開陳されてゐる。(Bd. II Ss. 329-333) ブレンタノは少數の優秀なる分子を巨人たらしめ、極致に致さしめる爲めに、大多數者を犠牲にすることの不可を説き、全社會の爲めには、此の大多數者を救ふ爲めに、少數の優秀者に拘束の加ふる事、英國に於ける勞働組合及び勞働法規に於いて見るが如く、必要であると考へる。アダム・スミスが主張せし、自由放任論も結局は社會の全般的福祉を目標としてゐた。唯、彼は、此の際、社會の消費利益をしか考へなかつた。生産物の安價と良質とが生産の主要なる眼目であり、其の爲めに、生産活動の自由を説いた。しかし一方的な消費利益の進捗は、社會の全般的福祉と

同一物ではない。實際生活は、經濟政治的問題に於いて唯經濟的見地丈けを強調する事の不可なるを吾々に教へてゐる。倫理的、一般政治的留意が、又此の問題に於いて考慮されねばならぬ。斯くして社會の利益としては經濟乃至生産至上主義から觀れば兎に角として、J. G. Hoffmannの主張する如く、土地(Naturfonds)及び資本についての小資産階級の幸福と満足こそ、全社會平和の爲めに望ましいものである。此の間の事情に相當する所のものを現代勞働關係に求むればブレントノは英國の保守的な熟練勞働者組合に其の類型を見出すと云ふ。

英國機械工を中心としての勞働組合が熟練職工のみを集め、不熟練勞働者との間に隔絶を生ぜんとする事はブレントノも既に認めてゐる(Bd. II. S. 328)。從來、勞働階級の共同の名に於いて戰はれた此の闘争も、熟練勞働者が強固なる團結の結果、勞働階級の貴族となり納るに及んでは、更に純粹なるプロレタリアルの不平と不満とが之れに抗争する事となり、勞働者階級の陣營に分裂が生ずる。しかもブレントノは此の勞働組合運動を支持せんとする。此の運動はThorntonの主張するが如く、勞働者獨裁をその目的とするものでなくして(Bd. II. S. 27-31)常に勞働階

級としての地位は之れをそのまま承認して行くのである。英國勞働組合運動の發端からして、新制度を勞働者の利益の爲めに作るに非ずして、從來の勞働者保護の規定を保持せよと云ふ事が其の目的であつた。此の主張は、一方經濟學者の自由放任、國家不干渉の要求と、他方オーウェンの協同組合運動の間に挟まれてしまつた。しかし、勞働組合運動は、その大綱として、勞働條件の改善と、確定、恒久而して中庸なる勞働所得の獲取を目的として進んで來たし、又此の限りに於いては成功して來た。之れこそ、富者と貧民との中間に介在して後者に對しては社會的向上及び奮勵の刺戟となる所のものである。此の點に於いて、中産階級的な熟練勞働者階級の存在があらゆる社會主義的平均運動に對する最も有力なる障害となつてゐる。(Bd. II. S. 331-332)斯く、現在の社會制度の原則的確立を支持し、而して其の上に自己の文化參與に於ける地位の改善に努力する彼等の運動は誠に健全なる人間的理解と云ふべく、此の理解が彼等を一切の革命的運動から隔たらしめてゐるのであり、従つてマルクスは彼等を稱してブチブルジョアと輕蔑する所以である。此の意味に於いて英國勞働組合運動は正しく所謂、正統的な社會政策

的傾向と云はねばならぬ。

第四、産業及び労働組合の將來に就いては、問題が二つに分れる、その一は、生ずべき傾向に關するものにして、之れに就いては、ブレンタノは次の如く考へてゐる、即ち、生産組合の將來は期待し得可きものなく、産業の統制は益々優秀なる頭腦と知識と技能とを必要とす可く、且つ又大企業集中の傾向は有力に作用するであらう。労働者對僱主の關係は將來に於いても現在の如く主要な條件として存在すべく、又此の繼續は決して非難す可きものではない。労働組合理論は、かゝる状態を一時的のものと觀察しないで永續的關係と看、労働者と僱主との區別は現在の産業經營の自然的状態として承認する。

更に次には、かゝる發展の經過に於いて、社會問題を解決する上に將來、何が望ましく、且つ必要であるか、と云ふならば、ブレンタノは、富の所有が全社會に對する義務を今迄より一層強く所有者に於いて認める事が必要であると説く。集積せられたる財産の所有者は、絶對的な獨立的所有者と自からを考慮する權利はない。富の集蓄は社會の認める所なれども、其は、社會が其の利用に於いて最も利益ある

方法によらしむ可く、其の所有者に委託した關係である。富の所有は權利でなくて義務である。富の有する最大の任務は、人間文化の進歩、殊に科學藝術の進歩を進めるにある。之れを爲す爲めには大富豪は、中及び小財産家より更に適切な地位にある。ブレンタノは此の所有者階級に於ける倫理的義務感を要求する。

以上が大略、ブレンタノの「現代労働組合論」の結論の要旨である。彼の特色は自由主義的經濟學説の教理を總括的に排するものでなく、労働市場に於ける經濟現象の働きは、寧ろ、其の儘之れを認めんとするのである、唯、其の不足の點を補正して、完全なる人格の自由發現を希圖するのである。故に吾々はこゝに彼の自由主義的社會論の特色を見、如何に重要な意義を現代労働組合が有するに至つたか知るのである。

ブレンタノの此の著書が二つの點に於いて特に意義のある事は既に述べた。「労働組合」が斯くの如くして經濟學的根據を得、社會改良の方法として理論づけられた事は、此の問題が多く時事問題として種々論議せられてゐた折柄、重大な影響を與へたものとみななければならぬ。(Gehrig: Die Begründung. S. 150 ff. I. Ss. 154-155)

(三) シェンベルクの「労働局論」

次に吾々は新傾向が具體的實際的問題を論ずる事によつて、漸く自由主義陣營に脅威を與へた他の例を Gustav Schönberg の一八七一年に出版された、フライブルクの大學講演 *Arbeitsämter, eine Aufgabe des Deutschen Reiches.* に求める。

シェンベルクの傾向を語るものには一八六九年バーゼルの大學就任講演 *Die Volkswirtschaft der Gegenwart im Leben und in der Wissenschaft* がある。しかし廣く問題を惹起したのは *Arbeitsämter* の講演であつた。彼はその國家觀によつても、亦、クニースの影響をうけた方法論上の結論としても、彼の全主張がマンチェスター派と全く異なる事を知つてゐた。自由放任の經濟學説及び公理を信奉する者は、現存する弊害を意識しない者である。(S. 20)しかるに今日の大多數者の生活は現在の倫理感の最少要求にも相反するものである。此の自由主義經濟學の暗黒面を曝露したものは正しく社會主義の貢獻である。社會主義が生産至上主義を離れて健全なる分配制度を高唱し、國民經濟に對する共同社會的意義を闡明し、更に個人が社

會全體に結合せらるゝの倫理的結帯を明確にしたる點に於いて、シェンベルクの稱讚を博するのである。(Ss. 18, 19, 20)自由放任のマンチェスター派に無批判に追従する事は、幻想的な社會主義理論の積極的要求に耽けるよりも更に危険である。何となれば、吾々は遂に革命に陥るの止むなきに到るであらうから。(S. 20)社會の多數者の運命を改善する事は國家、社會の本來の利益たると共に義務である、國家は、利己的な非道義的な個人意思に對して制限を設定せねばならぬ、國家は文化機關としての性質から積極的能動的保護を爲すの理を有する。國家干渉を排するものは經濟問題を純抽象的に取扱ひ、歴史的國家の、その時代形式と行政とを一般國家そのもの、本質と取り違へた錯誤に出發してゐる。(S. 12)全體意思と全體勢力としての文化國家は、その立法及び行政によつて經濟生活の形成に干渉すべく、かくしてその参加によつて、國民經濟の目的を孤立せる、又は、結合せる個人によるものよりも、より高き程度に於いて達成す可きである。更に自助的方策を以つて充分ならざる所には、シェンベルクは富裕なる階級の社會的義務を説く。巨大なる天賦又は財産を有して社會の上流に位する階級の者は、此の卓越が大體の場

合、自己の功績によるものでないからして、窮迫せる階級の解放と向上とに協力する事を以つて其の義務としなければならぬ。(S. 23) 企業家に就いて見るならば、彼等の幸福は少くとも労働者に負ふ所あるを以つて、労働者との關係に於いて、單なる法律的契約關係のみを見ずに、之れを又同時に、自からに多くの道徳的義務を課する、倫理的のものと考えねばならぬ。シンベルクは此の義務の履行が企業家にとつて非經濟的である事を認める、しかし此の場合若し、かくして生じたる生産費の増加を、一般消費者に轉嫁するを得可き時には、企業家は其の製造品の價格引上げを許容せられる。

斯くの如くしてシンベルクは、社會改良の義務とその方法を説き、更に其の實行に就いての直接間接の手段例へば、税制改革、法定労働時間、利潤分配、更に國際協約等について考察する。しかし社會問題に對する絶對的解決策はない、個々の事情に應じて、相對的な方法が講ぜられる。「吾人がなし得る所、それ故になさねばならぬ所は、漸次に且つ前進的な改良に着手すると云ふ事であり、社會と國民經濟との欠陥あり、不満足なる組織の結果として生じた弊害を除去するにある」(S. 18)

弊害は社會的所産なるが故に、又除去し得るものである。

斯くして、自助的手段と社會的援助及び國家援助とは相合して、國民全體を向上せしむるのみならず、その個々の部分をも人間的な生存に於いて、文化生活と文明發展との利益に溶さしむるに努めなければならぬ。(S. 2) 社會經濟の最高の生産は、此の倫理的文化の目的に役立つ可きものである。(S. 11) 斯くの如き見解と主張とに於いて、シンベルクは、此の講演の中心點に觸れる、即ち、今や獨逸帝國の統一がなつて『國民的問題がその結末を見れば、吾人にとつて將來の最重大なる問題は、恐らくは、所謂社會問題であらう』(S. 14)と云ひ、講演の副題が示すが如く、獨逸帝國の新しい任務を強調するのである。

社會改良の目標は既に明かであり、其の手段も知悉された。しかしなほ現在、此の大改革を行ふ前提が欠けてゐる。少くとも獨逸に於いては未だ、労働階級の現實的狀態と窮境の原因とに就いて充分なる知識がない。(S. 31) 急激な全能藥が適せざる以上、常に個々の實際事情を檢查しなければならぬ。しかるに一國の經濟上、社會上の狀態の觀測に於いて指導的である可き國家機關が如何に乏しい

か。例へば其の結果、知識ある者すら労働組合論者と社會民主主義者との運動の差別を識別し得る事なく、双方に對して共に苦々しき抗争をつゞける。されば彼は労働局の設立を提唱する、それは第一に實際事情を研究し、第二にその窮境を救済する手段の發見にとめる。斯くして労働關係は單なる私的關係を去つて、公共行政の對象となるが、之れによつてシェンベルクは、社會問題解決への一步を新獨逸國家に要求したのである。

獨逸の國家的統一の完成した直後に於いて此の新國家に社會改良の義務を負はしめると云ふ講演は、相當な反響を及ぼしたものと想像し得られる。しかし一方面に於いての反響は、著者にとつて不利であつた。一八七一年第五七五號の *Breslauer Zeitung* の「大學と經濟學」と題する論説は此の問題の事情を語る。(E. Conrad: *Verein für Sozialpolitik*, S. 38 による) 社會主義的労働運動は、社會主義毒が大學教授の手に於いて惹起せしめる災禍の外に、一體何を意味するか。彼等は、將來の行政官吏及び教師の教育者たる者ではないか、かゝる幻想こそ殊に青年の喜んで傾聽する所ではないか、先きには、ある北獨逸の大學の教授が (Roessler を指す) 科學的經濟

學の本領から全然はなれて、その主著の冒頭に「アダム・スミスの學説は、倫理的に非難すべく、論理的には錯迷せるものである」と放言した。社會主義者、半社會的なる者程危険なものはない。今又、シェンベルクの講演記録をみるに、それは粗放なる虚偽にみちてゐる。彼は獨逸帝國に向つて「労働局」を要求する。正さしく社會主義者である。吾が國家は何故に、かゝる一知半解の徒を、教職に置くのであらうか、他方にはゾエートベア、シュルツェ、デリッチ、オイゲン・リヒテル等々の如き代つて講座を占む可き有能にして深遠なる研究者が存在するのに。

斯くの如きが、經濟學の新しい傾向に志す者の受けた評であつた。此の論説は後に問題となるオッペンハイムの論説に先立つ事數日であつた。此の點は更に後段に入つて一層詳しくなるであらう。先づ、こゝには、第三の烽火として、アドルフ・ワグネルを挙げねばならぬ。こゝに挙げられるワグネルの所説はシェンベルクのそれと極めて内容的類似を持つてゐる。そして所謂「講演社會主義論戰」の口火を切つたものとされてゐる。

E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik. S. 37 には『此の講演が導火線となつた事は容易に理解される』とある。しかし此の點に就いては疑問があるを以つて、之れは後段に於いて詳説するであらう。

(四) ワグネルの「社會問題講演」

グスタフ・シェンベルクの講演と内容的に一致し (Schönberg: Literatur zur Sozialen Frage. H. Gehrig: die Begründung. S. 160) 更に問題の導火線とも看做さるゝものがアドルフ・ワグネルの講演である。此の講演は一八七一年十月十二日柏林市ガレンソン教會でエヴァンゲリウム教派の人々の前に爲されたものであり、シェンベルクの其れと共に自由主義經濟學に對する原理論争以上に實際的政策諸問題に對する解説を藏してゐるものと見とめられる。此の實際諸政策への論及が自由主義學派との間に色々の華々しき論戰を惹起せしめた動機でなければならぬ。此の論争も此の種の論争が常に然かる如くに、實際以上の峻嚴なる對立が強調され誇張されたと云はれる (E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik. S. 37) しかし此の講演は新しき政策への進出の故を以つて前段述べたシェンベルクのそれと共に

「社會問題新傾向の綱領」と稱せられた。(Die Beilage zur Augsburger Allgemeinen Zeitung. 2. April. 1872. A. Wagner: Offener Brief an Herrn H. B. Oppenheim. 1872. Ss. 7-8) 以下この講演の内容を一應窺ふであらう。

茲に用ひた稿本は Verhandlungen der Kirchlichen October Versammlung in Berlin の別刷として一八七二年の刊行、表題は Rede über die Sozialen Frage である。引用の頁全部之れによる。

ワグネルは劈頭、社會問題を正當に取扱ふ爲めには、經濟學は再び倫理科學の性質と意義とを帯びねばならぬと喝破する (S. 4)

經濟學は今や危機に立つ、歴史及び統計は古い經濟學が絶對的に妥當する公理なりと見なし、近來の政論家が之れに輪をかけて、論難の餘地なしとする自然法にまで高めた、實は相對的にしか眞實でない定則の、かゝる不正當なる普遍化を指摘してゐるではないか。(S. 4) 而して今や漸く社會問題の意義が正當に評價され出したと云ふ事は、先づ第一に社會的弊害に對する社會主義の批判に歸せらる可きで、社會主義は、永い間餘りに獨占的に支配し來てゐた新ブリテン派が、あらゆる弊害を隠蔽するに用ひ來たつた、飾色ある樂觀論の霧を破つたのである。(S. 4) 此の

批判に照らし出された事實は、自由なる自利の展開、自由放任の原則から、表面上は發生すべき様に云はれた、かの利害調和論に對して斷然たる對照を示す。勢力の解放が齎らした有利なる效果以外に、此の純然たる消極的原則が財の分配上に及ぼした弊害ある作用を人々は看過してゐる。(S. 5) 自から生起する經濟上の關係は、調和的であり従つて變革を要せざるものか、或ひは、それ程樂觀的でない判斷者によつて主張された様に變革不可能のものであるか、の様に解釋された、後者即ち比較的に樂觀的でない者は、不調和を否定しない、しかし彼等は之れを以つて自然法的發展の不可變の事實とみる。かゝる自然法的發展の解釋は二重の效果を持つ、一つには歴史的生成の意義が認められざる事、二つには所謂自然的存在^{ザイネン}は無條件の必須存在^{ザインムスツゼン}となる事である。(Ss. 5-7) 『倫理的當爲^{ザイシツレン}は之れによつて全然顧慮されなくなる。經濟關係の形成に對する個人、社會及び國家の倫理的責任の觀念は消滅したが、之れによつて、經濟上の經過は同時に又常に人間行爲の所産であると云ふ事が全然看過されてゐる。』(S. 7) こゝに倫理的動機を再び強調しなければならぬ、經濟學は規範を樹立す可きである、『經濟活動に於ける倫理的冷淡に對

して、吾々は、再び倫理的原則を妥當せしむ可き事をこゝに要求する。此の規範は經濟學說の要求に従つて、經濟上の自利心の刺戟とならんで、個人の準繩とならねばならぬ』。(S. 8) 主要なる要求は、經濟上の關係、殊に、雇主と労働者との間に再び人間對人間の人格的關係が意義を持たねばならぬ。(S. 8) 『商品としての労働の賣る買ふ、貨幣を拂ふ受取る、を以つて『労働關係は盡されてはならぬ。かゝる金錢的觀念以外に何もものも無ければこそ、階級闘争の説は社會主義者の手によつて下層階級の中に濃厚となつて行く。(S. 9) 現に博愛なる基督教的な僱主が實驗しつゝある如くに、労働者に對して、人格對人格の平等關係に立つて凡べてを顧慮しなければならぬ』(S. 9) しかし企業家に對して云はるゝと同じく、凡べての上流、富裕なる階級に向つて一般の倫理上の要求が課せられねばならぬ(Ss. 4-6) 蓋し彼等有する富又は財産なるものは、然かるものとして、同時に之れを社會的に信託せられたる抵擔物件と看做す法的義務を負ふ可きである。從來の國民經濟の學は、かゝる財産の行使についての、ある徳義を教へた、しかし其の爲め上流階級に憂ふ可き奢侈を誘發したに過ぎず、又一國の法律も財産權に就いては一方的絶對主義的

な完成に志して、かゝる個人的な解釋を有利たらしめてゐるに過ぎなく。(S. 6)かゝる觀念及び過度の奢侈は其の階級の正しき經濟上の利害から觀ても、下層階級への利害から見ても、全然否定せらる可きものたるを疑はない。同様に其の他、倫理的に正當視されない財産の利用(S. 10)財産權の濫用例へば土地財産權の如きはいづれも社會的不滿を醸成する其の尤なるものである。都市建築敷地の投機は徒らに土地私有權を濫用して富の集中を招致し宏く公衆に害惡を及ぼすのみであり(Ss. 10, 11)家屋建築投機と共に最も非難す可き行爲である。

土地私有財産制が一般財産のそれと同じ發展をまつた事を以つて不可まなし、認められる進歩であるとなす。ワグネルは土地、殊に大都市の市街地の公有を主張するものである。土地所有に關する彼の見解は一八七〇年 die Abschaffung des privaten Grundeigentumsの中に述べられてゐる。しかし之れはパーセルに於けるインタアナショナルの大會議に對する批評でむしろ、反社會主義的のものさみる可きであるが故に茲には特に論じなかつた。

かゝる事情に際しては當然こゝに國家活動の問題が生じて來る(Ss. 11-13)之れに關聯して自助主義とか或ひは國家保護とかの獨斷論が盛んに抗爭せらるゝ。

しかしすべては、其の國、其の時の實際に應じて處理せらる可きものであるが故に、特にそのいづれを原則的に強調する事を得ぬ。しかし要するに、上流階級は政治的賢明からにしても、或ひは又自由意思の倫理的意欲によつても、かゝる國家活動に對して自發的懇切を示すならば、それは同時に避く可からざる國家干渉を輕減する。上流階級はその社會的地位からして國家を動かして、かゝる活動を行はしむるに適切なるものであれば、一層自發的である事が必要である。かく國家、社會及び個人自からの援助等いづれも此の社會改善に共働しなければならぬ(S. 18)ワグネルは下層階級の爲めの租稅負擔の輕減を論ずるが、かゝる責務こそ、上流階級の倫理的名譽心的又は單なる政治的考慮によつて、彼等自から進んで行はねば成立せざるものであると考へる(S. 13)多くの點で正當なる批判を有する社會主義が、到達す可からざるものを希圖するの誤りを犯してゐる間に、あらゆる出來う可き改善に努力すべきである、こゝにワグネルの社會政策本質論がその一片を窺はせる(Ss. 13-14)

課稅稅負擔による社會改良は Wagner の特色である、此の講演中に於いても、なほ後

出せ。Ss. 26, 36. 更に Wagner: O'heuer Brief. S. 19. 参照

下層階級の不平の是否を公平に検討し現在の經濟組織の内部にあつて、出来る限り弊害の除去又は制限によつて其の不平の根據を除く事は上流階級の倫理的義務たると共に又、自己階級にとつて賢明且つ有利なる措置である。下層階級が彼等の地位の改善及び上流階級のそれへの近似に對して有する希望の大部分は、恐らくは事物の嚴格なる現實が、之れを阻むが故に實現し難きものであるとの確信を有する者は、殊に成就し得可きものを生ぜしめ、何が達成せしめ得可きものであるかの點を最も慎重に検討する事に熱心でなければならぬ。簡単に下層階級の不平を充たし得ざるものとし、社會主義の批判及び要求は「社會主義的なり」とか「國民經濟の自然法則及び原理に矛盾する」の故を以つて、之れを簡単に葬り去るが如きは不公平なる態度であると共に不賢明でもある。更に現在の經濟組織の全體及び根本は、之れが自然的に與へられ、歴史的に生成した現象であり、唯漸徐の變革のみの許される基礎に立つものであるを以つて、其の急激なる變革を不能と觀する者は、それ丈け熱心に、此の組織内部に於いて可能なるあらゆる改革を

實現せしめ、此の點に關して何が可能なるかを慎重に審議せねばならぬ者である。(Ss. 13-14)吾人は社會主義的批判の公正なる検討を怠つてはならぬと共に其の中に含まれたる要求の正しき核心を容認する事は上流階級及び國家の止むを得ざる任務であり義務である事を敢て指摘する。

現在の經濟状態が財産不平等と階級對立の兩事實を益々擴大する傾向ある事は何人も異議のない點である(Ss. 14-15)其の爲めにかゝる現象及び傾向の増大を阻止或ひは緩和する反作用を提出しなければならぬ。改良政策は、事物の實際に即さねばならぬが故に、經濟政治上の學說の絶對主義的傾向から避けねばならぬ。(S. 16)斯くの如くにして提出せられる改良計畫は、社會、經濟及び私法制度の現状を確守しつつ、現在成立せるものゝ進展又は必要なれば、其の修正によつて、救治を求めらるが故に、(S. 17)反動的計畫や急進的企畫に對立するものである。(Ss. 15-17)温良なる社會政策的改良計畫は二つの傾向に分れる。その一つは戰闘的傾向で、他の一つは平和的傾向である。前者は労働者階級の自衛的攻撃的組織即ち労働組合其の他の諸團體、同盟罷業、國際労働者運動となつて現はれる。元來此の種の傾

向は、之れに對して何等非難を加へる餘地のないものである。何故となれば「自由競争」を前提とする市場關係に於いて彼等の目的は自己の勢力を糾合して市場取引の優者たらんとする企圖に外ならぬからである。自から「自由競争」の利を主張する者が有力なる労働者團體の出現に際して、狼狽するは最も奇觀と云はねばならぬ。(Ss. 18-21)しかし労働者階級のかゝる戰闘的手段が習慣的になつて來た事に就いては、上流階級、資本家、企業家階級の徳義的義務感及び非自利的な自由意思的懇切に缺けたる所あつたが爲めである。されば平和的手段として勞資の協調的關係の成立に如くはない。若し、上流階級の態度にして改善せらるれば、労働組合の如き戰闘手段も轉じて平和的責務に始終するに至るであらう。かくして、ワグネルは一方國際労働運動を論じて國際的労働協約を論ずると共に、他方勞資委員會の設立を平和的手段として最も希望するのである。(Ss. 19-21, 21-22)

講演の第三節に於いて改良計畫の目標をワグネルは問ふ。終局は労働者階級の精神的道義的向上であるが、其の前提として物質的經濟的狀態の改善を第一とする。前者に志す者も先づ第一には後者を望まねばならぬ。(Ss. 19-21, 21-22)物質的地位の

改善とは今迄の經濟上の慾望のより充分なる満足と、更に新しく之れに増加する慾望の同時的充足を意味する(Ss. 22)其の方法は二途ある。一つは富裕なる階級の經濟的利益を侵害せずして、唯單に、總労働のより大なる生産力を俟つて労働者階級の所得増加をはかる方法、他の一つは富裕なる階級に歸屬する所得を、慈善的行爲の表現として、なく、即ち經濟交易の關係中に於いて、労働者階級に轉せんとする方法とである。舊來の經濟學は第一の方法に依據し生産第一主義の原則を守つた。(Ss. 23)全國民經濟の増進的生産力を以つて下層階級の改善を行ふ、之れが主として、又は唯一に目論まれた方法である。ワグネルに従へば、現代こそ、敢然第二の方法を撰ぶ可きだと説く。此の方法によれば、一方がより多く受くる所は、他方のより少く受くる所を示すものにして、有利なる支拂條件又は賃銀昇額によつて一階級の消費力の一部を他の階級に委讓するものである(Ss. 24)此の方法によつてのみ、積極的に財産及び所得分配の不平等は其の懸絶を多少共緩和せらる可く、ワグネルは、此の方法の經濟的可能性を論ずると雖も先づ第一に、富裕なる階級の倫理的義務としての必要を強調する。此の賃銀昇額による方法はその費用

負擔たるや(二)資本利息企業利潤の減少による企業家資本家の負擔(三)生産物價格の騰貴に一般消費者の負擔の二傾向あり、更にワグネルは第三として税制による下層階級の負擔輕減を上げてゐる。(Ss. 24-26)

以上の説明を以つてワグネルは第四節に於いて細目に於ける改良政策を列擧する。(一)勞働者階級が他の階級への從屬を廢止する方策としては生産、信用其の他の協同組合を論じ更に利潤分配、企業参加に論及し、(二)勞働者階級の從屬的地位を廢止せず、現状のままとする方策に於いては(イ)賃銀増加、最低賃銀規定、勞働時間及び勞働休息の規定、(ロ)疾病、廢疾、老年、勞働不能及び孤兒寡婦に對する保險制度(ハ)工場法規(ニ)消費關係の改善即ち消費組合及び勞働者住宅改良等の諸策(ホ)精神的、宗教的、道義的向上に關する施設、殊に教育機關の問題、最後にワグネルの獨特の主張を爲す(ヘ)社會政策的税制改革等の諸問題及び諸提案を説明してゐる。(Ss. 28-36 Philippovich: Das Eindringen. Ss. 46-47)

税制改革による社會改良は Wagner の特色である。自から Ofener Brief の之を言明してゐる。S. 19

かゝる實際的社會政策綱領を物語つた後、彼は結論に入る。要するに是等の具體案の實行上の前提となるものは、常に、上流階級が自己の利己主義に對する優勝的闘争である。社會問題の完全なる解決は望み得ないであらう、しかし「現存する弊害と不平等とを出来るだけ減ずる事は吾々の責務である。しかも此の事たるや著しい範圍に互つて常に可能事である。吾人が之れを成就すれば、之れによつて吾々の義務と責任とを果したものであり、之れのみこそ、吾々に就いて人が要求し得る所であり、吾々はそれ以上又はそれ以下を決して要求せられるものではない」(S. 38)

斯くの如くワグネルの此の講演は、一方可なりの程度迄、社會主義理論の(殊に批判的方面の)是正を辯護承認すると共に、他方極力、上流階級の博愛的人道精神と倫理的基督教的義務觀念の發動と、同時に又、其の政策的明智とを要求して止まざるものである。此の講演はやがてワグネル・オッペンハイムの論争の端を開いた。

(五) 講壇社會主義論戰。オッペンハイム、ブレンタノ、ワグネル

一八七一年十二月十七日の Berliner Nationalzeitung 紙は H. B. オッペンハイムなる

人の一論説を掲げた曰く Manchester school und Kathedersozialismus 筆者はシェンベルク、レーブアラ、シュモラアを主として、經濟學の新傾向に非難の聲を擧げたのである。

此の論文は一八七二年、他の關係論文と共に Der Kathedersozialismus として出版された。本稿執筆に際して入手閱讀するを得なかつたのは甚だ遺憾である。従つて此の論戰記の比較的詳し、E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik 及び H. Gehrig: Die Begründung から引用した。

オッペンハイムは社會問題の解決に國家活動の體系を提唱する者を以つて單的に「社會主義者」と呼ぶ、而してかゝる見解が大學の講壇に於いて見らるゝが故に彼等を名づけて「講壇社會主義者」と云ふ。それにも拘らず己の側にあつてはシェンベルクによつて名づけられた「マンチエスタア學派」なる名稱を忌避する。アダム・スミスの眞正なる孫裔は國家の道德的性質を否定したり、之れを以つて必然的害悪と眺める教理には毫も關係がない。此のマンチエスタア學派は、「自由貿易論」と密接なる關係にあれ共、決して其の性質を同じうするものでない。レーブアラアの如く、此の「自由貿易論」を嘲弄的に輕蔑する事は非難に値する。又此の自由論

者と雖も社會的窮厄を目前にしては、事情に應じて國家が個人の領域に干渉する非常法を承認するものであり、唯元來、國家干渉は抑壓的にしか作用しない故を以つて、其の餘りに進み過ぎる事を警戒する。シュモラアは國家の保證のなき場合、手工業者は没落すると豫言した、吾人も亦國家利益の爲めならば、彼等が救濟せらるゝ事を希望する。しかし個人的自由と財産權の境地は尊重されねばならぬ。従つてその救濟手段は、此の原則に一致するを要する。若き大學教授連は、盲目的に、何が實際にとつて最善の手段たるやを、毫も檢する事なしに、國家救援と社會的又は個人の自主的救濟とを混同してゐる。シュモラア自からすら、共同組合の發展は餘りに緩徐たるの故を以つて、直接に國家的救濟の手段に訴へてゐるが、此の手段こそ最も疑問的なものと云はねばならぬ。シェンベルクに至つては、同盟罷業、勞働組合等を、詳密に基礎づける事なくして、之れを稱揚する所の者である。彼が、國際協約其の他外交協定によつて、勞働者の、勞銀及び生活條件の國際的規定を企つるが如きは、古風な解釋による世界通貨の計畫に均しく空想的であり、常規を逸したるのみならず、社會的にも有害なるものである。(E. Conrad: Der Verein für

Sozialpolitik. Ss. 37-38. H. Gehrig: Die Begründung. Ss. 164)

此の駁撃に對して新進の論者が黙する事はない、『ワグナー、シェーンベルヒ二戦友の受けたる此挑戦は、果然、健闘の飛將、ブレンタノをして沈黙を守る能はざらしめぬ』(福田徳三『社會政策學會』「經濟大辭典」)

オッペンハイムが這般の嘲笑的論説を公にした動機は明白である、勿論直接の動機に就いては筆者、目下手元にオッペンハイムの「講壇社會主義論」を有せざる故に聊か不明瞭ではある。多くの研究者は、前記ワグネルの「社會問題講演」を以つて其の直接動機を考へてゐるものゝ如くであるが、筆者の考へる所、直接の動機とするには時間的に多少の隔りがある(ワグネルの講演は十月十二日、オッペンハイムの論文は十二月十七日)

ワグネルを以つて直接動機を解するものに、E・コンラッド(Der Verein für Sozialpolitik. Ss. 36. 37)あり、阿部秀助氏も同様に解釋せられた。(本誌、第十四卷、第五、六號、講壇社會主義)『動機は元より明白ではない、同年の秋に、ワグナー教授が新教徒の會合で談話々、社會問題に及ぶと共に自由主義の經濟組織を批判せし事が之れが一原因とみなされてゐる』。但し阿部秀助氏はワグネルの著Die Strömungen in der Sozialpolitik und der Katheder- und

Staatssozialismus (S. 12)によつておられた。此の外、フィリップovichも同意見である。

(Philippovich: Das Eindringen S. 47)II・ゲーリッヒの載せる所は充分明確ではない。曰く「上記の諸作に於いて、新學派の信奉者がそのプログラムを提唱してゐるのが見出される。又其の反對論者も是等の中に、彼等が論難せねばならぬ所のものゝ全部が本質的に存在するのを認めた。自由貿易論黨の一員オッペンハイムは、先きにレーヴラア、シュモラア、及びシェンベルクの諸作に就いて、「マンチェスタア學派と講壇社會主義」なる題名の論文に於いて、弄言する所あつたが後、此の事をワグネルの講演に就いて確認した。……ワグネルの所論は彼にまつてみれば「經濟學の昏迷」であつた。』(Dr. Begründung. Ss. 163-164)ゲーリッヒが利用する所の文献は一八七二年出版のオッペンハイムの關係論文を収集した Der Kathedersozialismus であり、此の中には、後出する、ワグネルの講演に對する、直接の駁論 Volkswirtschaftliche Verirrungen を收めてゐる。上記のゲーリッヒの引用文を見れば、此の論文と前記の「マンチェスタア學派と講壇社會主義」の論文とが内容的にも時間的にも前後のある事を認めてゐるものゝ如くである。恐らく「經濟學の昏迷」はワグネルの講演の別刷出版の後であると思はれる。従つてオッペンハイムの第一論は、ワグネルの講演が問題となつたとしても、ブレンタノが憤激しなければならぬ程、内容的に觸れたものとは思はれぬ。ワグネルの講演が七十年十月の當時直に問題になつた事はワグネル自身からオッペンハイムへの公開書狀の中に述べてゐる(一一・一七頁)唯再びワグネル自身が同じ論文の中で、彼は後になつてオッペンハイムとの論争の中に巻き込まれたものと書してゐる(同書第三頁)

これによれば、オッペンハイムがその論難の槍玉にあげた順序は、シェンベルク、ブレンタノ、ログネルとなる。兎に角、オッペンハイムの第一の論難は、ログネルに關係する所、全く無きか、又はあつても、左程重要なものでないと思はれるし、又ログネル攻撃の「經濟學の昏迷」は、ログネルの講演が別刷となつての後のものであると考へる。此の疑問は不日、原文獻に就いて正したいと思ふ。

兎に角、オッペンハイムの此の攻撃は、正しく「講壇社會主義論戰」の火蓋を切つた。ブレンタノ、ログネルが相ついで此の論戰に引き出された。その経過を今少しく語らう。

ブレンタノが起つた理由は、コンラッドの記してゐる通り、此の新傾向に對する同志 (als einziger Gesinnungsgenosse. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik. S. 39. Frankfurter Zeitung, Jahrg. 1897. Nr. 187) の一人として、あらゆるが、労働組合の批評その他ブレンタノ自身に間接關係する所も少くはあるまい。

H. ゲーリンの脚註 (Die Begründung, S. 164.) フリウスマン、フォン・ホックアルトの回想録による註は此の間の事情を明かにするものは云へない。即ち次の如くある。

Oppenheim hatte auch gegen Brentano polemisiert und "kein Berliner Blatt hatte die Antwort des... kaum vierundzwanzigjährigen jungen Gelehrten" ausdrücken wollen... 此の二個の記述は全然別ものであつて、第一の文章が次の文句を説明してゐるものとは解されぬ。オッペンハイムよ

リした、ブレンタノ攻撃は恐らく、ブレンタノの駁論以後の事であらう。

かゝる事情に於いて、ブレンタノは「抽象的經濟論者と現實的經濟論者」(Abstrakte und realistische Volkswirte) の一論を草したが、前に述べた Breslauer Zeitung の傾向を以つても推測出来る様に、當時の一般的發表機關殊に大新聞紙は、皆此の新進論客に向つて閉されてゐた。伯林の諸新聞は此の二十四才の若冠の學者の駁論を載せるものがなかつた (A. Wagner: Offener Brief an Herrn H. B. Oppenheim. 1872, S. 4. F. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik. Ss. 38-39, Julius von Eckardt: Lebenserinnerungen. Leipzig. 1910. Bd. I. S. 272. Frankfurter Zeitung. Jahrg. 1897. Nr. 187) 偶々彼は或る機會に當時の Hamburger Correspondent の編輯者、ユリウス・フォン・ホックアルトと相會して此の事情を知らるや、後者は直に此の一論を同新聞に載せる事を快諾した。此の事情により、以來數年間同誌は講壇社會主義の機關紙となつた。

ホックアルトとブレンタノの關係の一部に就いては、H. ゲーリンの Die Begründung 一五四—一五五頁には次の記載がある。『Wie denn Z. B. Julius von Eckardt, der sich über die "grösste Angelegenheit des Jahrhunderts," die ihm durch das Aufkommen des Sozialismus in ihrer Bedeutung klar wurde, vergeblich beim Liberalismus oder geistigen Führern oder Publizisten, wie Treitschke oder Wehrenpfennig (dem Herausgeber der Preussischen Jahrbücher), Rat zu holen suchte, gesteht, dass Brentanos Temperament und Buch über die

Arbeitergilden in seinem Leben Epoche machte. Hier fand er, dem der Gegensatz zwischen Arbeitgeber- und Arbeiterintereessen in der Gründerzeit mit verschärfter Deutlichkeit vor Augen trat, die Notwendigkeit, der Bewegung auf den Grund zu gehen, betont und gleichzeitig einen Weg zur Lösung der Schwierigkeiten angedeutet.

ブレンタノは *Abstrakte und realistische Volkswirte* (Hamburg. Correspondent, Jahrg. 1872. Nr. 9, 11. Januar) に於いて先づ「講壇社會主義者」なる名稱を以つて大學に於ける自分達の傾向の代表者を指稱し且つ社會主義者と同一視する事に對して抗議する。蓋し社會主義者とは放火殺人者や石油放火犯人が理解され又は少くとも財産制度を否認し現在の關係を革命する事を夢想する人々が理解されるからである。而して之れに對する反對名稱としての「マンチェスタア學派」なるものを論じて「獨逸自由貿易論者」の政治的見解は正しく前者のそれと區別せらる可きものであるが、それにも拘らず、オッペンハイムと彼自身との間には依然相異なる隔りがある。之れを岐つものは、深く根本に横はる相違であつて、第一には双方のとれる研究方法であり、第二には此の相違より發生する國家責務の解釋とである。即ち第一の點は抽象的經濟學と現實的經濟學との差別である。ブレンタノはアダム・スミスを次の如くに解釋する、吾人はスミスを誤解するオッペンハイム及其の輩より

りもより深くスミスより學び且つ之れを受け入れるものである。スミスの所論は其の後繼者のそれ程、大膽な擴大をなさなかつた、且つ又、時代に即した見解であり、經濟生活を、他の全生活から孤立的に游離する事を爲さなかつた。彼の表面的な追奉者こそスミスの所論を擴大し永遠の眞理と表明した。ブレンタノの主張する現實的經濟論者は此の自由放任論者の抽象論に對して百年以前にスミスが採た所に、研究方法を昔に歸さんとするものである。即ち實際の關係を研究しその經驗より結論を引き出し實際生活の必要に發して彼等の要求を基礎づけんとする。第二に又、ブレンタノはアダム・スミスの本當の孫裔として彼が爲したと同じ様に、時代に即した國家責務を定め様とする。十八世紀末を支配した人間の自然的平等、之れを反對論者は自分のものとしてゐるが、正しくアダム・スミスの教理より得たところであり、此の教理に「絶對的に立脚するが故に彼等は、此の抽象的理論の無條件的妥當を非難する講壇社會主義者に對立するのである。即ち、ある歴史的關係に於いて許される平等論又は自由論は、他の歴史的關係に於いては許されないのである。自由放任論者はスミスの結論丈けを見て、其のよつてたつ方法に注目しなかつたのである。

又如何なる種類の國家的保護をも承認するとは雖も、抽象學派の自助論の如く、之れを唯一の根本原理とするものではない、其の實際に就いての如何は、事情に應じて定めらる可きものである、抽象論者は此の方法の價值を知らぬ、故に吾々の所論が彼等の理論と合致すれば、吾々の所論及び方法を目して無駄と云ひ、若し合せざれば之れを不當と貶なす者である。之れがブレンタノの反駁である。

オッペンハイムはマンチェスター黨人に非ずして自由貿易論者だと云はれる、彼は當時獨逸の起業狂熱に對し又大都市の經濟上に非衛生的な且つ住宅難を伴ふ人口過剰に對して反對してゐるし又帝國工場監督官制度の實施に對する擁護者でもある。(Handwörterbuch der Statswissenschaften) 彼はシェンベルクによつてマンチェスター派として一概に貶なし去らるゝを潔しとしなかつた。しかし今やブレンタノは、之れに代るに「Abstrakte Volkswirte」なる名稱を與へた。こゝに再び此の名稱論が這般の論争中に取扱はれるに至つた。

Brentano の Arbeitergeliden 第二巻は此の間に出版された。故に此の「抽象的經濟學派」なる名稱に就いては、同書の序文に於いて言及されてゐる。彼は realistische Schule に對するものとして deutsche Manchesterium 及び Freihandelschule をあひ、此の兩者を Abstrakte Schule と呼ぶ。

此のブレンタノの駁論は再び Zeitschrift der kgl. preussischen Statistischen Bureaus に再録された。其の卷數は Gehrig によれば第十一年卷であるが、こゝには其の年號を誤つて一八七一年としてゐる。(die Begründung, S. 20, n. 1) 七二年の誤記であらう。自から他の場所 (Ibid. S. 165, n. 1) に於いては唯漠然と Abstrakte und realistische Volkswirte, Januar 1872 と書いてゐる。問題はハンブルガア・コレスボンデントミプロイセン國立統計局雜誌のいづれに早く發表されたかの點にかゝるが E. コンラッドは其の著の四十一頁に、"noch einmal zum Abdruck" とあり(統計局雜誌に)之れに對してプレスラヴァ・ツァイツウングが再び評論してゐる旨を記してゐる。従つて H. ゲーリッヒの一八七一年は七二年の誤りであり、其の時期に就いてはプレスラヴァ・ツァイツウングの日附は明白でないが、ブレンタノの「現代労働組合論」の序文からみても、此の序文は一八七二年四月附(此の以前である)と思はれる。

「講壇社會主義者」マンチェスター派の名稱の如何に就いては、再び Breslauer Zeitung 迄が加つて、云々してゐる。蓋しこれには、前記の同誌論説に對してブレンタノが論駁してゐたが爲めに、ブレンタノの論文が「統計局雜誌」に出るに及んで、再び横槍を入れたものである。同誌の主眼は「獨逸フライハイデルス・シュローレ」と呼ばはる可きを正當とし、その態度が空理ならざるを云ひ、更に世界的改革者や豫言者たる事を潔しとせざる、純研究者たる事を誇りとする旨を述べた。(E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik, Ss. 41-42)

ブレンタノの反駁はオッペンハイムをして再び筆を執らしめた。ハンブルガ

ア・コロレスボンデント一月二十七日誌上に彼の論説がのせられた。之れは自由貿易論派の讃歌であつて同時に労働者階級に對する追従を以つて國家にとり最も危険なるものとし、且つ望ましからざる階級意識を増大するものとした。反動的經濟學者は社會主義の内に其の同盟者を見出し、市民的自由主義に對して共同戦線を張る。又方法論上に於いて、經濟方面を全人間生活より分離する事は醫者が身體を検するに當つて、精神及び人間の經濟的關係から捨象して然かると同様に正當である。又抽象現實の差の問題よりも國家保護と個人自助の差こそ重大である、何となれば、ブレンタノが無條件の國家保護を云々するならば、彼は堂々たる社會主義者であり、其の名稱を拒むわけにはいかぬ、又自助の足らざる所を國家保護を以つて補ふとあるならば、彼は又、吾々及びブリスミスの所説を反覆するに過ぎぬ。しかしかゝる見解はH・ゲーリッヒによつてオッペンハイムが原理論争を逃避したとせられる點であらう。(Die Begründung. S. 164)

斯くの如き論争がブレンタノ・オッペンハイムの間、ハンブルガ・ア・コロレスボンテントを中心に、なほ繰返され、ブレンタノは遂に *Mein letztes Wort an Herrn Dr. Oppenheim* を以つて自からの側に於いては其の論争に終局をつけしめた。

此の日附をコンラッドは明記してゐないが其の書四十三頁にある記載より推測するにハンブルガ・ア・コロレスボンデント第七十八號かと思はれる。オッペンハイムは再び(後に述べる)ラゲネル攻撃の後) *Gegenwart* 誌第十一號で答辯を繰返してゐる(*eine persönliche Bemerkung in Sachen der Volkswirtschaftlichen Vereinigungen*).

要之、ブレンタノ・オッペンハイムの論争は根本には純然たる科學、方法論上の問題であり、この點は遂にアドルフ・ヘルドの出馬を促した。しかし同時に時事問題的論争が含まれた事が、かゝる華かな論戰の原因となつた事は否むを得ぬ。方法論上の論争は、時代の現實に即した理論であり、此の結果、經濟生活の孤立的不可分離となり、綜合的觀察となり、經濟の「倫理化」となる(*Gehrig: S. 165*)しかるに時事問題としては、論争の中心は漸次に労働組合論に移つた。オッペンハイムは之れを目して社會主義的となし、其の同盟罷工その他に非難を加へる。しかるに労働組合論はブレンタノを以つてすれば、第四階級の向上的機關であつて、現在の如き第四階級向上の意識的且つ眞實なる努力が二重に必要な場合に於ける、最も健全にして祝福されたものと考へ得られる存在である。之れに對するオッペンハイ

ムの攻撃がブレンタノを憤激せしめた事は當然である、故にブレンタノは、近來の優良なる結果は凡べて自由貿易黨に負ふものなりと妄想するオッペンハイムの自負に怒つた爲めに、自由貿易黨は唯破壊するのみであつて何ものをも建設する所なかつた事を立證せんとつとめた。(E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik, S. 41)

しかし「講壇社會主義」論戰は又別個の戰場を見出した。其は既に一言した如く、ワグネル―オッペンハイムの論戰である。七十二年三月三十日オッペンハイムは論陣をかへて *Gegenwart* 誌に於て *Volkswirtschaftliche Verirrungen* なる論文を發表した (*Gegenwart*, Jahrg. 1872. Nr. 10) 之は恐らく、ワグネルの社會問題講演が別刷として刊行せられ、オッペンハイムが此の講演内容を詳かにするを得た事によるものであらう。

オッペンハイムの主張は、自由貿易論者が、労働者に對して理解を有さぬと云ふ反對論を非難し、彼等の爲めに大いに爲す所あつたと唱へる。しかし今や二つの極端なる黨派が對立してゐる、一方には自由放任の原則の代表者たるマンチエス

ター派の人々、他方には、社會及び國家保護の辯護者たる講演社會主義者。前者に對する反對の爲めに講壇社會主義者は社會主義者の陣營に同盟軍を求めた。

しかしオッペンハイムの此の論說の主要點はワグネル批評にある。彼はワグネルが一八七一年十月の教會講演に於いて、エヅァングリウム教派の人々を聽衆に撰んだと云ふ事を嘲笑する。彼は明かに「科學を基督教化する」に努力してゐると。蓋し「道義的」であると云ふ事と「基督教的」であると云ふ事は同意語であるから、經濟學の中に倫理を關係せしめるの「必然」を科學的に基礎づけると云ふ事はいふ、がワグネルは之れを怠つてゐる。「吾人は、労働階級の福祉に對しては、單なる、上流階級の好意や基督教的志操よりも、もつといふ保證を希望する者である」。

オッペンハイムはワグネルの所說の到る處に批議を挿み、其の要求を嘲弄し、不明瞭と皮相の見解なりとの非難をあびせかけた。勿論、無制限なる自由移動、結婚の自由等々に對するワグネルの疑念は、オッペンハイムの好個の攻撃點であつた。『此の偉大なる労働者の友は、その被保護者から第一の人權を奪ふものなる事を知るであらう』。ワグネルは事情に應じて保護關稅を妥當とする、しかし彼の主要な

提案は「國際協約」である。此の兩者は、自由貿易論の原則に相反する。勞銀の協定に對する國際的瞭解はかのインターナショナルの思想を實現せんとするものであり、政府は到底之れに手を貸す能はざるものであるが、かゝるユートピア流の企圖は、又貨幣價值及び生活必需品價格の相違等によつて、挫折すべき性質のものである。最後にワグネルの講演は結論に近づくや、益、臆斷的となり益、疑問的となり、『全國家が彼によつては一個の實驗所となつて來る』。かゝる反對論者は慎重に受け入れる必要がないと云ふのがオッペンハイムの結論である。E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik. Ss. 42-43.

かゝる嘲弄的な批評に對してワグネルが黙する事はなかつた。直に彼はオッペンハイムに宛てた「公開書狀」を書いた (Offener Brief an Herrn H. B. Oppenheim. Eine Abwehr manchesterlicher Angriffe gegen meine Rede über die sociale Frage auf der Octoberversammlung. Berlin, 1872. 此の公開書狀は四月十日附である)。

オッペンハイムの攻撃振りが反映したのであらう、ワグネルの公開書狀は恐ろしく辛辣であり、惡意的である、先づ第一に、シェンベルグ及びブレンタノが不相應な敬意をオッペンハイムに示し過ぎた、其の結果、オッペンハイムはその所説が曲解と遁辭とに満ち、爲めに不偏の裁斷者からは全然敗北を宣せられてゐるにも拘らず、なほ、自尊心の巨大な爲めに、得意然としてゐる。しかもブレンタノ、シェンベルクは、オッペンハイムが、是等の人々に對して名を以つてゐなく、數を以つて數へ、「シェンベルクの教授」「ブレンタノ博士」と豪慢な態度を示すに反して、毫もオッペンハイムを輕視してゐない。ワグネル自からは到底此のブレンタノの流儀をつゞけられるものでなく、『君と共に社會問題にせよ、他の問題にせよ、之れ以上の實質的對論の相手をつとめなう』。(Ss. 3-4)

オッペンハイムは、新聞紙その他に對する、彼等傾向の支配するを利として、自らのみが科學の關係者たるの科學性獨占 (S. 7) の風を、輿論に示さんとし、且つ又之れに成功してゐる。ワグネルはこゝに於いてオッペンハイムの此の機會を取つて、彼を公衆の面前に於いてブランガア(曝し臺)にかけ様とするのである。(S. 4) 更にワグネルの、オッペンハイムの個人的攻撃は續く、彼は既に前に述べた) Augustb-urger Allgemeine Zeitung の四月二日附録の、新經濟學派批評 (Die Krisis der deutschen

Volkswirtschaftslehre)を對照して、オッペンハイムの批評が、全く惡意的であり、且つ暴慢なるを示さんとしてゐる(Ss. 7-8)

反マンチェスター派の若き學者は大部分、年齢に於いて八才より十才の開きがあるを以つて其の意見は必ずしも一致してゐない。ワグネル聊か古く、レーゾラア、シユモラア之れに次ぎ、最も若くしては、シエンベルク、ヘルド、シエール、コオン、ブレンタノがある(Beilage der Augsburger Allgemeinen Zeitung)是等の人々の間には見解の一致せざるものが存在する。(Wagner: Offener Brief, Ss. 8-9)ワグネル自身、初期はマンチェスター派に立ち、抽象論的傾向を持つてゐたが、歴史的研究及び實地的統計的研究の結果著しく前者の方法の非を訂正するを得、八一〇年以前に於いてマンチェスター派の一方的國家觀より開放せらるゝを得た。しかれ共是等の人々は主要なる點に於いて可なり一致してゐる。オッペンハイムの黨は「新聞紙を支配してゐる、吾々は、より多く、大學を支配してゐる」古くはハンセン、ヒルデブランドの如き、少し若くしてはナッセ、シッフレの如き大學の教授は目下皆、此の新傾向に合流してゐる。之れを以つてしても、新傾向は決して、オッペンハイムの説くが

如く新しく、且つ若いものではない。既に J. G. Hoffmann あり、此の人に吾々及び此の若き人々の尊敬する Engel はその先覺者を見出したのであれば、人々は「講壇社會主義」の評の下に四十年も以前に、ホファンを埒し來るを得たのであつた。(S. 10)

シエンベルクの「勞働局論」講演とワグネルの「社會問題講演」との一致は偶然である、上記アウグスブルガア、アルゲマイネツァイツウングの論說執筆者は此の兩者の著しき合致に價値を置いてゐる。ブレンタノの「現代勞働組合論」に就いてはワグネル及び其の他の人々も大いに啓明され、且つ支持せられる所があつた。倫理的要素の強調、自由貿易論派の單なる消極的態度、勞働者問題に於けるその失敗等に關しては、ワグネル、ブレンタノ共にその主張の獨創性を放棄しなければならぬ。オッペンハイムが此の見解の最初の表明をワグネルに歸し、更にブレンタノの所説をワグネルに基づかしめる事は誤りである、その爲めには、オッペンハイムは「全く、聽く事の少なく、讀む事の乏しかつたものでなければならぬ、蓋し、かゝる見解に就いては、既に漸次、屋根の雀さへ囀つてゐる」(S. 11)

故にオッペンハイムが是等々々々の見解をいづれもワグネルと云ふ不純混濁の

泉から發したものととして、反對論の威力を削がんとする企ては全然失敗した。ワグネルは更に進んで十月集會の講演に對するオッペンハイムの攻撃を駁撃する(第十一頁以下)オッペンハイムが先づ非難するところのものは、此の講演の事情である。即ちワグネルが教會の集會を撰んだ理由及びその間の消息ならびに同年のリュートベックに於ける「國民經濟會議」に欠席せる事情等に、意義のない疑問を懐くのである。此の點は、當時既に問題になつたものらしい。(S. 15) ワグネルは此の間の事情を釋明してゐる。更に甚しき憶測はワグネルを教授職に招致したる文部大臣、ミューラアとの關係に就いてであり、ワグネルはかゝる悪意不信の批評を排すると共に、(Ss. 11-14) 此の講演事情にからまる二種の攻撃はいづれも、田舎新聞の態度でワグネルは、かゝる批評が既に七十一年十月にあつた事を認めてゐる(S. 11) オッペンハイムがかゝる態度を踏襲するの不明を嘲弄してゐる。第一の教會との關係に就いては、自由主義の人々は、かの集會を呼んで「似而非信者の大會」(Muckercongress)と貶稱するが、是等の人々こそ、常に「寛大を以つて開ゆる自由主義者」よりも、他の説を聽く事に於いて非常に寛大であつた。(S. 18) 而して、彼は此

の席に於いて決して「基督教」的なるものを説かなかつた。勞働問題に於ける倫理的要素を強調こそすれ、特に基督教のものに訴へる事はなかつた。此の點は公平なる判斷者の所説に聽く可きで、ワグネルは彼の講演は、「國民經濟會議」の席でも、議會壇上に於いても、プロテスタントの集會に於いても、果又、マホメット教徒の集會の席上で行はれたとしても同じ効果を持つたであらう」とのフォン・ホルツェンドルフ教授の評言を引いてゐる。(S. 17) 此の點に於いても科學を基督教化するの非難は當らない。教會に於いてかゝる講演を爲す實際上の動機に就いては次の如くに説明する。教會の人々こそ、かゝる機會以外に、ワグネルその他新傾向の人々の影響に觸れる事の少ない範圍である。かゝる保守的集團にこそ、異つた所説を聽かして、其の當否を公平に判斷せしむる必要がある。

オッペンハイムの非難は要するに輿論を偽瞞する爲めに、反對派の所説の曲解と偽造とに満ちてゐる。此の故にワグネルはオッペンハイムの非難を十二點に互つて、誤解、偽造、曲解として指摘する。(Ss. 19-25) 此の指摘の結論は皮肉である。

「蓋し君は余の所言を常に全般的連結より引き離し、余の云へる所の意味を捻ぢ

歪めるのである。誠に、オッペンハイム君、君は決して評論家として粗雑な偽造者ではない。自から其の業に深く通曉せる、精練せられた老獺の士である。君は、永い間習練せられたに相違ない、何故ならば、かゝる堪能に達し得られるには、君は、永絶えざる練習を以つてのみ到り得るからだ』(S. 26)

最後にワグネルは彼の講演の本旨を簡略に説明する。オッペンハイムは依然として頑迷にマンチエスタ派の教理に固執するが故に、今日に於ける財産分配の不平等階級對立の峻酷化する傾向を否定する。又ワグネル自身の見地は、反社會民主主義的であるかを述べる。(Ss. 26-27) 而して、これ等の傾向は決して少數の人々の間の孤立的性質のものではない、眼をひらいて周圍を眺むるならば、現に、諸種の法制と云ひ、國民經濟會議の内部と云ひ、又諸方の新聞紙、其の他の論說等の中に、著しく、異なる傾向の出現してゐる事を、彼、オッペンハイムは氣附くであらう。(Ss. 27-28)

此の言を以つてワグネルは再びオッペンハイムとの論議は行はぬ事を宣明する。

ワグネルの批評は、彼の聲明の如く、彼に對する非難の根元が文中の曲解又は偽造にある限り、眞面目に之れを駁するけれども、他は全部「社會問題」に就いての實質的議論ではない。しかし之れに對してオッペンハイムは再び、駁論を書いた。Die Wohnungsnot und der Kommunismus がそれである。此の論文は、ワグネルの都會に於ける土地公有に對する非難としての表題を持つものである。ワグネルは財産制度の徹底的改良が、やゝ、必然に迫られたと云ふ、しかし彼は「絶えず」多分或ひは「幾分」等々の言葉を使用し、以つて自己の退却の用意をなへてゐる。賃賃價格の騰貴はいかなる場合にも忌む可きものではない、之れによつて過度の都市集中を防ぎ、工場を農村に驅逐する事が出来る。勞働階級も價格騰貴に苦しめられる所少ない、何故ならば、勞銀が直に之れに適應するから。凡べて時と共に自から有利に規率されて行く。かゝる弊害に對して國家及び公共團體は完全に無力である。地代を引き上げるものは、ワグネルの主張するが如く、決して奸惡なる、良心のない投機的策略ではない。假りに此の問題に地方公共團體又は政府が干渉するとす

れば、其の限界は如何？ 人若し柏林市の家賃を規率するならば、何故他の都市に於いても、しかなさぬか、家賃を規率するならば何故他の食料品價格も規率せざるか、かくして吾々は共產主義に向ふのではないか。要するに、共產主義者、社會主義者の哀歌を聞く時と同じくその叫訴には何等かの眞なるものがある、しかし改良の提案に到つては何等正しきものがなす。』(E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik. S. 45)

ワグネル、オッペンハイムの論戰は終つた。一八七二年七月オッペンハイムは關係の論爭論文を收めて *Der Kathedersozialismus* の名の下に刊行した。しかし、此の種の論爭はまだ續いた。(E. Conrad: Ss. 45-46) 今こゝで之れ以上問題にする必要はない。唯吾々は前に一寸一言した點に就いて述べなければならぬ。それは、此の論爭が經濟學の研究原理論爭としての結着である、茲に他の講壇社會主義者アドルフ・ヘルドが出現する。唯此の點は餘り本稿が長くなるので次の機會に譲りたす。

講壇社會主義の論戰は、時と共に日刊新聞、週刊雜誌その他が多く此の經濟學上の論爭に加つて甚しく賑かとなつた。しかし大多數は今や、此の問題に對する態度をいづれとも定めざる事を以つて得策とした。『夏期は此の論爭が下火になつた。秋に入ると、戰の雄叫はアドルフ・ヘルドの筆になる、著しく宥和的な客觀的に取扱はれた論文の中に消え去つた。此の論文に於いてヘルドは、兩方の反撥的分子と一般的分子とを科學的に論辨した。反對派も此の論說に對しては敬意と同意とを惜まなかつた。』(Spener'sche Zeitung (一八七二年八月十六日)は明白に次の如く言明した。意見の相違が根本的であり、其處には妥協と云ふものが容れられないからして、學問上の論議に結末はあり得ないが、之れによつてかの興奮した論爭はその終局を見出したと云つてよからう。』(E. Conrad: Der Verein für Sozialpolitik. S. 46) 此のヘルドの論文は、*Über den gegenwärtigen Prinzipienstreit* と題された。一方同十月には、アイゼナッハの社會問題討論會が開かれ人々の注意はその方に向けられ之れによつて、論爭の興味は著しく轉換された。

講壇社會主義論戰は大體に於いて以上の如くであつた。筆者は、E・コンラッドと共に論戰が多くの場合に於いて、然る様に、論爭當事者の所説が誇張され勝ちなるを認めると共に、往々論爭そのものが、無意義な方面に走り易きを慨嘆する。此の論爭によつて何を得たか、經濟學方法論上の問題は今暫くおくも、第一の點として、講壇社會主義者の主張が漸く世間的になつた事は否定し得まい。即ち是等の人々の講演又は勞作は、主として時事問題に關係があつた。此の問題を時事的に解決する事に、科學的努力を拂つた。従つて、學界のみならず一般思想界を支配してゐた、從來の自由主義經濟學にとつては、こゝに脅威が生じた。しかも其の脅威は、社會主義のそれとは異つて、改良主義的な性質上、より大きな圈層に弘布するの性質を有した。茲に論戰が生ずる根本の動機があつた。そして其の結果は、思想界の大勢を、講壇社會主義の旗幟に有利ならしめんとし、社會政策學會成立の可能を豫想したと云つて差支あるまい。シュモリアが新傾向の決定的勝利について公言した事情は、社會政策學會の成立の項目に譲るであらう。(昭和六年一月末日稿)

ブランキの階級闘争説とプロレタリア獨裁説

平 井 新

目次

一、序論

二、階級闘争説

三、プロレタリア獨裁説

A、獨裁の樹立

(イ) 政權の略取

(ロ) 政權略取の方法

(ハ) 獨裁の思想

B、獨裁の任務

(イ) ブルジョアジイとの絶縁——プロレタリアの武裝

(ロ) 普通選挙の延期

(ハ) 國民教化の事業

(ニ) 教會、宗教の破壊、ブルジョア新聞の抑壓